

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年10月 7 日

葛飾区長

葛飾区条例第52号

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 及び第 5 条の 4 中「 7 円73銭」を「 8 円38銭」に改める。

第 8 条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙については、なお従前の例による。